

9月14日

○議長（湯之原一郎君） これから本日の会議を開きます。
（午前10時00分開議）

○議長（湯之原一郎君） 会議は、お手元に配付してあります日程により、議事を進めます。

○議長（湯之原一郎君）

日程第1、議案第60号 始良市個人番号の利用に関する条例制定の件

日程第2、議案第61号 始良市手数料条例の一部を改正する条例の件

日程第3、議案第62号 始良市個人情報保護条例及び始良市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例の件

日程第4、議案第63号 始良市立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例の件

及び

日程第5、議案第64号 始良市立学校設置条例の一部を改正する条例の件

までの5案件を一括議題とします。

これらの案件については、9月4日の会議で提案理由の説明を受けておりますので、一括質疑に入ります。なお、3名の議員より質疑の通告があります。順次発言を許します。

まず、19番、吉村賢一議員の質疑を許します。

○19番（吉村賢一君） では、早速質疑を始めさせていただきます。

議案第60号 始良市個人番号の利用に関する条例制定の件、要旨1、市における具体的な利用、運用範囲はどこまでか。要旨2、この情報が他に流れ出ない方策はどのように講じているか。要旨3、万が一、他人によって盗まれ悪用された場合の損害賠償請求の対応は考えておられるか。

続きまして、議案第62号 始良市個人情報保護条例及び始良市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例の件、第9条の3、要旨1、必要な措置とはどのようなことが考えられているか。要旨2、今まで情報流出などの事案は生じていないのか。3ページの3、要旨1、合理的理由とはどのような場合を指すか。要旨2、本人の利益に反しないと明確に判断できる基準はどういうものか。

以上。

○市長（笹山義弘君） 吉村議員のご質疑につきましては、副市長がお答えいたします。

○副市長（大橋近義君） 議案第60号 始良市個人番号の利用に関する条例制定の件の1点目のご質疑にお答えいたします。番号法、別表第2に規定された120事務のうち実施主体が市町村長、または都道府県知事等となっているもので、例えば生活保護の決定及び実施に関する事務などを処理するため、本市の保有特定個人情報を利用することができます。

2点目のご質疑につきましては、新福議員のご質疑にもあわせてお答えいたします。システム面において、今までどおり個人情報の分散管理や行政機関での情報のやりとりでは、個人番号は直接使用

しないこととしております。また、システムにアクセス可能なものの制限を行い、さらに通信する場合は暗号化するなどの対策を講じております。

3点目のご質疑についてお答えいたします。個人番号を不正提供または盗用したものは、番号法第68条の規定に基づき、3年以下の懲役もしくは150万円以下の罰金に処せられることとなっております。市といたしましては、職員はもとより事業者の方々に対しましても、個人番号を用いて収集され、または整理された個人情報が漏えいすることがないように、その管理の適正を確保するよう周知してまいります。

なお、損害賠償請求の事案が発生した場合には、適切に対処してまいります。

議案第62号 始良市個人情報保護条例及び始良市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例の件の1点目の1番目と2番目のご質疑につきましては、関連がありますので一括してお答えいたします。

市の事務を受託した者やその従事者等についても、当該受託事務の履行に際しては、適正な個人情報の取り扱いを義務づけ、当該受託者において個人情報の管理などに関する各種規程を設けることなどを規定したものであります。

なお、これまで情報流出の事案はありません。

2点目の1番目と2番目のご質疑につきましては、関連がありますので一括してお答えいたします。合理的な理由とは、病気などによる意識不明や何らかの事情で未成年者本人と連絡がとれないなど、同意の意思表示が事実上不可能である場合などであります。また、当該未成年者の利益に反するかどうかは、法定代理人等と未成年者本人の関係や当該情報の内容等を留意しつつ、開示した場合に生ずる影響を個別の事例に即して判断することになります。

以上、お答えといたします。

○19番（吉村賢一君） 1つ、再質疑させていただきます。回答の3ページの上から2行目に、通信する場合は暗号化するなどの対策を講じておりますとありますが、これは運用として暗号化することでまた誤りが生ずる、そういったことはないというふうに見てよろしいのか。どのような形態で実行されるのか、説明できる範囲でお教えてください。

○総務部次長兼行政改革推進課長（竹下 宏君） お答えいたします。

暗号化の件につきましては、まず暗号化をする前に、個人番号につきましては中間サーバーと呼ばれるところに個人番号を符号に変換をいたします。その変換をしたものを国の暗号化システムの中で、中間サーバーから通信をする場合にある程度決まった方式によりまして、国の制度の中で暗号化するものであります。

以上です。

○議長（湯之原一郎君） これで吉村議員の質疑を終わります。

吉村議員と重複している質疑者が新福議員です。重複している質疑している項目について質疑ありませんか。

○3番（新福愛子君） 3番目の吉村議員の方が一他人によって盗まれ悪用された場合の損害賠償請求

の部分の関連ということで、自分の情報を誰かが調べたというときに、誰がどのような目的で使ったのかということを確認できるということを聞いておりますけれども、具体的な申請作業といえますか、どのような手順になっているのでしょうか。

○総務部次長兼行政改革推進課長（竹下 宏君） お答えします。

自分の個人番号を他人、それから関係行政機関等が使用した、もしくは利用した場合には、マイナポータルという国のシステムがございます。詳しくは、まだ使い方ということで勉強はしておりませんが、そのシステムにパソコン、またはスマートフォン等で自分、ご本人がその利用された状況等を調べる方法があるということで、だれが、いつ、どこで、どういった情報を提供したかということが、確認をとれるということになっております。

以上です。

○3番（新福愛子君） そのことは、最初に市民の皆様、また事業者の皆様には広報、周知されるときに、その部分もあわせて最初の段階でそういったお知らせというのはされるのでしょうか。

○総務部次長兼行政改革推進課長（竹下 宏君） お答えします。

このマイナポータルが利用できるのが、29年1月からということで、まだある程度期間がございますので、その間までには、市民の方には周知を十分にしたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（湯之原一郎君） これで、吉村議員との重複項目の質疑を終わります。

次に、3番、新福愛子議員の質疑を許します。

○3番（新福愛子君） 私は、議案第60号 始良市個人番号の利用に関する条例制定の件について、4点質疑をいたします。

1点目、番号法制度の意義をどのように認識、評価されているか。2、職員配置など運用開始に向けた体制づくりはどのように進んでいるか。3、市民及び中小事業者への周知はどのように進めているのか。5、市の責務、第3条に自主的かつ主体的に地域の特性に応じた施策を実施するものとするとうたわれているが、具体的にはどのようなことか。

続きまして、議案第61号 始良市手数料条例の一部を改正する条例の件について、2点質疑いたします。

1点目、これまでの住民基本台帳カードの発行数は何枚ほどあったか。2点目、身分証明書としての利用もあった住民基本台帳カードの今後の利用はどうか。

以上です。

○市長（笹山義弘君） 新福議員のご質疑には副市長がお答えいたします。

○副市長（大橋近義君） 議案第60号 始良市個人番号の利用に関する条例制定の件の1点目のご質疑にお答えいたします。番号制度につきましては、個人番号を利用して行政事務の無駄を省き、国民の

利便性の向上を図り、所得や他の行政サービスの受給状況を把握することで、負担を不正に免れることや不正受給を防止するなど、公平公正な社会を実現するための社会基盤として導入されるものであると認識しております。

2点目のご質疑についてお答えいたします。本年7月1日付の人事異動により、市民課にマイナンバー担当の特命参事を配置するとともに、今後、4号館1階に臨時窓口を設置して、市民からの相談等に対応してまいりたいと考えております。

4点目のご質疑についてお答えいたします。番号制度の趣旨等につきましては、国からの情報をもとに市報や市のホームページを利用して、市民の方々に周知を図っているところであります。

5点目のご質疑についてお答えいたします。市におきましては、今後、市が独自で実施している給付事務などへの個人番号の利用、また個人番号カードに印鑑登録証や図書館カードなどの機能を追加するなど、市民の利便性の向上や行政の効率化が図られるものの検討を行ってまいります。

次に、議案第61号 始良市手数料条例の一部を改正する条例の件の1点目のご質疑にお答えいたします。住民基本台帳カードは、平成15年8月25日から交付が始まり、本年8月末日現在における発行総数は2,718枚であります。

2点目のご質疑についてお答えいたします。住民基本台帳カードは、本年12月31日までは発行し、顔写真付の身分証明書としましては、発行から10年間、またe-Taxで使用する電子証明書は発行から3年間利用可能であります。

以上、お答えいたします。

○3番（新福愛子君） それでは、再質疑をさせていただきます。4点ほどさせていただきたいと思っております。

1点目、来年の1月以降、ご本人が申請された後に死亡とか出生とか状況が変化した場合、申請後にこのようなことが行った場合はどのようにされていけばいいのか。2点目が、無国籍者、戸籍のない方々も社会には多くいらっしゃるようですが、始良市がどのような状況になっていて、その方々への対応がどうなっていくのか。3点目ですが、一般質問でもありましたけれども、障害者とか申請手続ほかに困難をお持ちの方々、その方々へのフォロー体制がどのようにされているのか。最後に、これもマイノリティーの方なんですけれども、性同一障害者という方々もいらっしゃいます。始良市にもいらっしゃるようでございますが、こういう方々は戸籍上の性で届けられるのか、それともご本人がもう社会生活上営んでいらっしゃる性別を申請されるのか。ちょっと細かいことにもなりますが、以上4点お願いいたします。

○市民生活部長（仮屋隆夫君） お答えいたします。

まず、個人番号カードの内容が変更になった場合というご質問ですけれども、特に転出、それから転居、そういう内容が変更になった場合はその都度、通知カード、あるいは個人番号カードを窓口に出していただいて、窓口のほうで新しい住所地とかそういうものを印字するシステムになっております。その費用については、今回の補正の中で提案をしているところでございます。

それから、戸籍のない方等いらっしゃいますが、基本的には住民票が所在するところに交付をするとなっておりますが、不明の場合は実態調査をして、判明した場合は可能な限り本人へ確実に交付をするという手続になろうかと思っております。

それから、障害者、困難者への対応ですけれども、本人が、個人カードの場合なかなかとりに来れないということがありますので、そういう場合は代理人申請、いわゆる法定代理人とか任意の代理人、そういう方がかわってカードを取得するというので、窓口においては本人の確認と、それから大事人であるかどうかを確認する書類、これを提出してもらって、その後に交付をするということになります。

それから、最後の質問でございますが、基本的には戸籍に登録してある性別で交付をするということになるかと思えます。

以上です。

○3番（新福愛子君） この作業におきまして、代理人申請という方々も結構出ていらっしゃるのではないかと思いますけれども、その辺の情報の一元化も念頭におきまして、結成されました担当課、特命参事を中心とするこの担当課だけではなく、各部と連携をとっていき、応援をいただくというような可能性も出てくるかと思えますが、その辺の対応について最後お伺いいたします。

議案第61号に関しては、再質疑はございません。

○総務部次長兼行政改革推進課長（竹下 宏君） お答えします。

今後の作業等につきまして、代理人、それからそういった困難者への通知カード、それから個人番号カードの取得というようなことにつきましては、当然、市民課だけでできるという作業ではないというふうには考えております。さまざまな情報等もありますけれども、介護、病院への入院されている方、こういった方もいらっしゃいますので、事細かに確認しながら、そういった対応には臨んでいきたいというふうに考えております。

また、番号を利用する事務者といたしまして自治体、それから関係事務ということでの自治体という位置づけもありますので、今後、個人番号の利用等につきましては、全職員、周知を図った上で実施をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（湯之原一郎君） これで新福議員の質疑を終わります。

次に、8番、田口幸一議員の質疑を許します。

○8番（田口幸一君） 議案第60号 始良市個人番号の利用に関する条例制定の件、質疑の要旨、第2条の3、個人番号利用事務実施者とは誰のことか。第4条の2、番号法、別表第2の第2欄の内容は、どのようになっているのか。

議案第64号 始良市立学校設置条例の一部を改正する条例の件、工場及び事務所として活用したいとの企業からの申し出があったと提案要旨にあるが、どのような企業の内容か、操業はいつごろになるのか、雇用についてはどのようになるのか。

○市長（笹山義弘君） 田口議員のご質疑につきましては副市長がお答えいたします。

○副市長（大橋近義君） 議案第60号 始良市個人番号の利用に関する条例制定の件の1点目のご質疑

にお答えいたします。個人番号利用事務実施者とは、個人番号を使って行政事務を処理する国の行政機関、地方公共団体、独立行政法人などのことであります。

2点目のご質疑についてお答えいたします。番号法、別表第2の第2欄には、個人番号を利用して処理することができる事務が規定されております。なお、第1欄には情報照会者、第3欄には情報提供者、第4欄には事務を処理するために必要な特定個人情報の内容がそれぞれ規定されております。

次に、議案第64号 始良市立学校設置条例の一部を改正する条例の件のご質疑にお答えいたします。当該企業につきましては、製造業を営まれており、操業開始時期については本件議決後、県教育委員会への所定の手続を経た上で、操業に向けての準備を行い、また新規雇用を予定されていると伺っております。

以上、お答えといたします。

○8番（田口幸一君） 議案第60号については了解いたしました。

議案第64号について、2回目の質疑を行います。その1点は、大山小学校区の世帯数、人口はどのようになっているのか。2点目、工場が進出するというふうに提案要旨に書いてありますが、工場の本社はどこにあるのか。まず、この2点について質疑します。

○教育部次長兼学校教育課長（上田橋 誠君） お答えいたします。

大山小学校の校区の世帯数でございますけれども、64世帯でございます。人口については把握しておりません。

○企画部次長兼商工観光課長（平田 満君） 企業の本社ということでございますが、こうしたことにつきましては、今後また契約等の議案を議会にお諮りいたしますので、そのときに説明を申し上げたいと思っております。

○8番（田口幸一君） 工場の本社については今、次長が言われました契約のとき、まだこれが議決されないからそのような答弁になったかと思うんですが、じゃ、3回目の質疑を行います。このことにより、大山小学校区は、私たち地域の方々と文教厚生常任委員会と大山地区公民館で2回ほど会合を持ったんです。いろいろと活発な意見が出ました。ああしてください、こうしてくださいと。そこでお尋ねをいたします。このことにより、大山小学校区はどのように活性化していくと考えられますか。

○教育部次長兼学校教育課長（上田橋 誠君） お答えいたします。

廃校の陳情のときにも地域の活性化となるような施設の有効利用を地域としても求めていらっしゃいますので、今後、企業が来られることで、また今減少の一途をたどっておりますその人口につきましても、昼間の人口もふえますし、また企業が地域活動等を地域とやっついていかれることで、地域の活性化が図られるというふうに思っております。

○議長（湯之原一郎君） これで田口議員の質疑を終わります。

以上で、日程第1、議案第60号から日程第5、議案第64号までの一括質疑を終わります。

これより議案処理に入ります。議案処理につきましては、さきに配付しました議案処理一覧に沿っ

て処理します。

日程第1、議案第60号 始良市個人番号の利用に関する条例制定の件から日程第4、議案第63号 始良市立幼稚園保育料条例の一部を改正する条例の件までの4案件につきましては、さきに配付しました議案処理一覧のとおり所管の常任委員会に付託します。

日程第5、議案第64号 始良市立学校設置条例の一部を改正する条例の件は、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(湯之原一郎君) 異議なしと認めます。議案第64号は委員会付託を省略することに決定しました。

○議長(湯之原一郎君) 議案第64号について討論を行います。本件につきましては、1名の議員より通告がありました。

8番、田口幸一議員の発言を許します。

○8番(田口幸一君) 議案第64号 始良市立学校設置条例の一部を改正する条例の件について、賛成の立場で討論に参加いたします。

先ほどから副市長の答弁、また企画部次長の答弁によって、大体のことがわかってまいりました。工場及び事務所として活用されることとなっているが、契約はこの議案が成立してからということですが、このことにより雇用も発生し、大山小学校区は活性化するものと考えます。よって、議案第64号に賛成いたします。

○議長(湯之原一郎君) ほかに討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(湯之原一郎君) これで討論を終わります。

○議長(湯之原一郎君) これから議案第64号 始良市立学校設置条例の一部を改正する条例の件を採決します。この採決は押しボタン方式によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[賛成・反対者ボタンにより表決]

○議長(湯之原一郎君) ボタンの押し忘れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(湯之原一郎君) なしと認めます。

採決を確定します。賛成多数です。したがって議案第64号は原案のとおり可決されました。

○議長(湯之原一郎君)

日程第6、議案第65号 平成27年度始良市一般会計補正予算(第2号)

日程第7、議案第66号 平成27年度始良市国民健康保険特別会計事業勘定補正予算(第1号)

及び

日程第8、議案第67号 平成27年度始良市介護保険特別会計保険事業勘定補正予算（第1号）

までの3案件を一括議題とします。

これらの案件については、9月4日の会議で提案理由の説明を受けておりますので、一括質疑に入ります。なお、3名の議員より質疑の通告があります。順次発言を許します。

まず、13番、渡邊理慧議員の質疑を許します。

○13番（渡邊理慧君） 議案第65号 平成27年度始良市一般会計補正予算について質疑を行います。30ページ、地域介護基盤整備事業補助金4,317万8,000円の事業内容はどのようなものか伺います。41ページ、企業立地促進事業の補助金2,531万1,000円については、用地取得補助となっておりますが、市条例に基づく補助率30%の試算では、8,000万円を超える用地取得となります。場所と面積、雇用効果をお示しください。48ページ、非常時消防施設維持管理事業の無線機器107万8,000円について、無線機の配置と期待する効果をどのように考えているのか伺います。

○市長（笹山義弘君） 渡邊議員のご質疑につきましては、副市長がお答えいたします。

○副市長（大橋近義君） 議案第65号 平成27年度始良市一般会計補正予算（第2号）の1点目のご質疑にお答えいたします。地域介護基盤整備事業は、できる限り住みなれた自宅や地域で生活が継続できるように在宅サービスや地域密着型サービスの充実のために、県補助金を活用して介護施設等の整備を支援するものであります。内容につきましては、重富小学校区内に認知症高齢者グループホームの新設にかかる建設費等4,317万8,000円を補助するものであります。

2点目のご質疑についてお答えいたします。当該補助金にかかる場所は、三拾町工業団地のサンライト化成株式会社現工場の隣接地であります。取得面積は5,564.81平方メートルで、4人の新規雇用を予定しているとのことであります。

3点目のご質疑についてお答えいたします。無線機につきましては、消防本部において集中管理を行い、事案発生時に出動した消防団員に配付し活用いたします。これにより、消防団の情報収集、共有、発信機能が強化されるとともに、災害時等において消防本部職員との双方向の情報伝達が容易になり、円滑な現場活動だけでなく、消防団員の事故を未然に防止できるものと考えております。

以上、お答えいたします。

○13番（渡邊理慧君） それでは、再質疑を行います。30ページの認知症高齢者グループホームは大きい金額となっておりますが、どれくらいの規模で、工期はどのようになるのかと、設立者についてお伺いいたします。

48ページの無線機については、台数をお伺いします。また、これはこれまでに全くなかったものを新たに投入するという認識でよろしいのか伺います。

○保健福祉部長（諏訪脇 裕君） お答えいたします。

認知症の対応型の共同生活介護の建設地等でございますが、建設の予定地は始良市脇元148番地の1、始良バイパスの10号線沿いでございます。敷地面積が1,193平方メートル、木造平屋建てで462平方メートルでございます。ツーユニット、18床の予定で開設される予定です。それから、開設され

る申請者事業所は有限会社のケアサービス研究所でございます。

以上でございます。

○消防長（岩爪 隆君） お答えいたします。

今回購入分、この台数につきましては10台であります。それから、この同機種を当本部が5台保有をしており、今回の購入分と同機種になります。

以上でございます。

○13番（渡邊理慧君） 30ページの認知症高齢者グループのほうですが、18床ということで、待機者が少し解消するというところでよろしいでしょうか。また、始良市内に認知症高齢者グループホームは幾つあるでしょうか。

48ページの無線機については、今までの連絡体制がどのようになっており、これを購入する前にどのような問題があったのかということをお伺いいたします。

○保健福祉部長（諏訪脇 裕君） お答えいたします。

グループホームの待機者の数についてはお聞きしてないところでございますが、特別養護老人ホームの待機者が27年6月の調査時に、複数の施設に申し込んでおられる方もいらっしゃいますが、延べの申し込み者数が254人となっております。そのうち在宅での申し込みの方は30人ということになっておりまして、特別養護老人ホームを申し込んでおられる方でもグループホームのほう、状態によっては入れますので、そのあたりで若干解消されるのではないかと考えております。

それから市内の認知症対応の共同生活、いわゆるグループホームの箇所数でございますが、15か所、現在あるところでございます。

以上でございます。

○消防長（岩爪 隆君） お答えいたします。

現在までのこの体制、状況としましては、各分団に設置というようなことでありました。今後は、この設置方法を各分団員個人に交付するというようなことでございます。それによりまして、緊急時の連絡体制、こういったものが充実されるということでございます。

以上でございます。

○議長（湯之原一郎君） 以上で渡邊議員の質疑を終わります。

次に、20番、鈴木俊二議員の質疑を許します。

○20番（鈴木俊二君） 議案第65号 平成27年度始良市一般会計補正予算48ページ、災害対策費、地域防災計画策定事業について、土砂災害や津波浸水に備えるハザードマップの記載内容について、従来のハザードマップと比較し、特筆すべき内容をお伺いします。

○市長（笹山義弘君） 鈴木議員のご質疑につきましては副市長がお答えいたします。

○副市長（大橋近義君） 議案第65号 平成27年度一般会計補正予算（第2号）のご質疑にお答えいたします。

現在の防災マップには、避難所、危険箇所、主要道路等は記載されておりますが、今回のハザードマップの作成にあたりましては、土砂災害警戒避難ガイドライン等に基づき、指定緊急避難場所、避難経路、避難方向等を記載したいと考えております。

以上、お答えいたします。

○20番（鈴木俊二君） では、1点だけお伺いをします。土砂災害警戒避難ガイドライン等を参考にに基づきということですが、こちらのガイドラインのポイントとして、7項目上げられております。その中の土砂災害危険性の周知というところで、このハザードマップを計画されているんだろうと考えておりますが、その最後の記載に、土砂災害について共通認識に立って、行政側の知らせる努力と住民側の知る努力により情報共有を図り、地域防災の力を向上していく必要があると記載がございます。今回、この行政側の知らせる努力という意味でのハザードマップだと思うんですが、住民側の知る努力につきまして、このハザードマップ内に促す内容を記載されるのか。記載されると、そちらの予算執行もあるのかお聞かせください。

○危機管理監（堀之内 勝君） お答えいたします。

今回、土砂災害ハザードマップにつきましては約4万部作成しまして、全戸配付し、また必要とする事業所、幼稚園、保育園、学校施設等へ配付する予定でおります。

○議長（湯之原一郎君） これで鈴木議員の質疑を終わります。

次に、8番、田口幸一議員の質疑を許します。

○8番（田口幸一君） 議案第65号 平成27年度始良市一般会計補正予算（第2号）19ページ、自治会合併統合補助金47万3,000円は、どの自治会とどの自治会が合併統合するのか、47万3,000円の算出基礎はどのようになっているのか。23ページ、事務補助者賃金303万2,000円は何人分か、単価は幾らか、雇用期間はどのようになっているのか。39ページ、ため池ハザードマップ作成業務委託料300万円は、ため池がどのような状況なのか、どこにあるのか。41ページ、観光PR事業の日本女子プロゴルフトーナメント看板作成委託料49万3,000円は、どのような選手（プロ）が何人出場するのか、大会期間はどのようになっているのか、駐車場の確保は十分と考えているのか、始良市の観光面にどれぐらの影響があるのか。43ページ、一般単独道路維持整備事業の道路補修ほか委託料1,000万円の内容はどのようになっているのか。市道維持工事ほか2,740万円の工事内容は、どのようになっているのか、場所等も含めて。

○市長（笹山義弘君） 田口議員のご質疑につきましては副市長がお答えいたします。

○副市長（大橋近義君） 議案第65号 平成27年度始良市一般会計補正予算（第2号）の1点目のご質疑にお答えいたします。今回、合併統合する自治会は、加治木地区の蔵王団地第1自治会、第2自治会、第3自治会の3自治会であります。補助金につきましては、平等割として3自治会に10万円ずつ

の計30万円、また戸数割りとして3自治会の総戸数173戸に1,000円を乗じた額、17万3,000円の合計額であります。

2点目のご質疑についてお答えいたします。事務補助者につきましては、本庁には長期、短期の臨時職員をそれぞれ2人、加治木総合支所には長期臨時職員1人、蒲生総合支所には短期臨時職員1人の計6人です。単価につきましては、長期臨時職員が月額12万円、短期臨時職員が日額5,300円です。雇用期間は、本庁は10月から3月まで、加治木、蒲生の両総合支所は11月から3月までです。

3点目のご質疑についてお答えいたします。ため池ハザードマップを作成する箇所は、蒲生地区の市道、奥之字都線トンネル付近の嶽友池であります。ため池の状況につきましては、のり面の崩壊、堤体前のり面ブロック積みの目地部分のずれ、堤体後のり面の沈下が、県始良伊佐地域振興局農村整備課の調査により確認されております。

4点目のご質疑についてお答えいたします。

大会には、日本女子プロゴルフ協会の会員90人と主催者であるTポイントジャパンの推薦者18人を合わせた108人のプロ、アマ選手が出場し、来年3月18日から20日までの3日間、開催される予定です。期間中は、臨時駐車場としまして、蒲生地区ではスポレク広場、大楠運動公園駐車場ほか7か所、始良地区では平松物流用地、なぎさ公園近くの岩崎コーポレーション社有地ほか4か所、また鹿児島市吉田町の鹿児島バッファローズのグラウンドほか2か所を確保する予定です。大会には、大会関係者やギャラリーを含め、延べ2万人が来場するものと予想しております。これに伴う経済効果は、食事や宿泊、物産品の販売収入等で約5,300万円、また大会期間中は地上波放送などテレビ中継も予定されていることから、広告料に換算しますと約900万円のPR効果があると予想しており、6,200万円を超える経済効果を見込んでおります。

5点目のご質疑についてお答えいたします。一般単独道路維持整備事業の委託料につきましては、梅雨前線の豪雨に伴う長雨により、舗装の剥離や排水構造物の修繕が多数発生し、その修繕に不測の費用を用意したため、今回の補正は、今後の維持補修に対応するため計上したものであります。また、工事請負費につきましては、社会資本総合交付金事業の交付決定によるもので、平松地区の市道、重富停車場線の栢山川付近を延長約260メートルの舗装改修を行う予定です。

以上、お答えといたします。

○8番（田口幸一君） それでは、順次2回目の質疑を行います。まず、この自治会合併統合補助金ですが、例えば永原小校区とか竜門小校区なのか、今後合併統合自治会は、どのように推移していくのか、もうこれで終わりなのか。このことは、補正予算は加治木地区だと認識しますが、蒲生地区、始良地区の自治会合併統合の実態は、どのようになっているのか。

それから、ハザードマップですけど、ため池をどのように利活用するのか。

それから、この日本女子プロゴルフトーナメントについて、始良市に幾つのゴルフ場があるのか。これは、多分、高牧カントリークラブだと思うんですが、そのほかにもいっぱい始良市内にはゴルフ場があるかと認識しておりますが、始良市に幾つのゴルフ場があるのか。また、このゴルフ場には、ゴルフ場利用税というのがあると思うんですが、これは始良市に入ってきます。トータルで幾ら入ってくるのか。

それから、道路のことについて、まず委託料のことですが、1,000万円の。どこに委託するのか、

それから発注はいつになるのか、工期はどうなっているのか。

それから、先ほど副市長の答弁の中に、108人のプロ、アマ選手が出場しという答弁がありますけど、プロ、アマ……。アマ選手の中に、いま有名な勝みなみ選手も出場するのか。

○加治木総合支所長（木上健二君） 自治会合併の校区でございますが、加治木に5校区ありまして、そのうちの柁城校区でございます。また、今後の推移ということで、これで終わりかということですが、昨年が1件、ことしが1件ありまして、今話が出てるところが1件あるわけでございます。今後におきましても、運営が厳しいというところについては、合併のほうを進めていきたいというふうに考えております。

○蒲生総合支所長（湯川忠治君） 蒲生地区につきましてお答えいたします。蒲生地区におきましては、平成26年4月1日に、漆地区におきまして12自治会が6自治会に再編されております。

今後につきましては、現在複数の地区から相談が来ておりますので、合併がある可能性はございません。

以上でございます。

○企画部長（川原卓郎君） お答えいたします。

始良地区につきましては、合併前に12件、合併後1件、40の自治会が13自治会になっております。

今後につきましては、自治会の世帯数の少ないところもございますので、今後も合併が進んでいくものと思われま。

以上でございます。

○農林水産部長（海老原経記君） お答えします。

ため池をどのように利活用するかというご指摘でございますが、ため池は地形的に河川などから農業用水を取水できない農地に対しまして、農業用水を確保するために人工的に雨水やわき水を蓄えて取水ができるようにする人工的な、造成された池でございます。

利活用といたしましては、安定した農業用水を供給することによりまして、水不足の解消が図られ、営農活動の向上が見込まれるものと思っております。

以上でございます。

○企画部次長兼商工観光課長（平田 満君） お答えいたします。

市内には幾つのゴルフ場があるかというお尋ねでございますが、鹿児島高牧カントリークラブのほかに蒲生カントリークラブ、それから加治木の国際ゴルフ倶楽部、合わせて3つのゴルフ場がございます。あと、コースで言いますと、島津ゴルフ倶楽部ですか、吉田との境にあります、そこはコースに入ってきます。

ゴルフ場利用税についてでございますが、26年度の決算で3,718万368円という利用税の額になっております。

それから、鹿児島出身の今アマチュアの有名であります勝みなみ選手でございますが、この出場につきましては、はっきりと出場するかどうかはわかりませんが、推薦者枠で非常に可能性は高

いんではないかなということでございます。

○建設部長（岩穴口弘行君） 単独道路維持事業の委託料の場所、委託先、それから工期でございますが、副市長の答弁の中でもございましたように、今後発生いたします維持保守に対応する予算でございますので、まだ場所等は決定していないところでございます。

○8番（田口幸一君） それでは、3回目の質疑に入ります。ため池のことですが、私の近くにある森山池は、このため池に該当するのかわ。

それから、市道の工事請負費ですけど、2,740万円今回の補正で計上されていますが、場所は平松地区の云々ということは何十メートルということは、これははっきり建設部長にお尋ねしますが、理容アークの前ですかね。

以上です。

○農林水産部長（海老原経記君） お答えします。

お尋ねの森山池でございますけれども、ため池に該当いたします。

以上でございます。

○建設部長（岩穴口弘行君） 舗装保守の場所でございますが、栢山川の前後260メートル区間ということになります。終点側が剣之平団地の前あたりになる予定でございます。

以上でございます。

○議長（湯之原一郎君） これで田口議員の質疑を終わります。

以上で、日程第6、議案第65号から日程第8、議案第67号までの一括質疑を終わります。

○議長（湯之原一郎君） これより議案処理に入ります。

議案処理につきましては、さきに配付しました議案処理一覧に沿って処理します。

日程第6、議案第65号 平成27年度始良市一般会計補正予算（第2号）は、さきに配付しました議案処理一覧のとおり一般会計予算審査特別会計に付託します。

日程第7、議案第66号 平成27年度始良市国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第1号）は、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯之原一郎君） 異議なしと認めます。したがって議案第66号は委員会付託を省略することに決定しました。

○議長（湯之原一郎君） 議案第66号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯之原一郎君） 討論なしと認めます。

○議長（湯之原一郎君） これから議案第66号 平成27年度始良市国民健康保険特別会計事業勘定補正

予算（第1号）を採決します。この採決は押しボタン方式によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[賛成・反対者ボタンにより表決]

○議長（湯之原一郎君） ボタンの押し忘れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（湯之原一郎君） なしと認めます。

採決を確定します。賛成全員です。したがって議案第66号は原案のとおり可決されました。

○議長（湯之原一郎君） 日程第8、議案第67号 平成27年度始良市介護保険特別会計保険事業勘定補正予算（第1号）は、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（湯之原一郎君） 異議なしと認めます。

議案第67号は委員会付託を省略することに決定しました。

○議長（湯之原一郎君） 議案第67号について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（湯之原一郎君） 討論なしと認めます。

○議長（湯之原一郎君） これから議案第67号 平成27年度始良市介護保険特別会計保険事業勘定補正予算（第1号）を採決します。この採決は押しボタン方式によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[賛成・反対者ボタンにより表決]

○議長（湯之原一郎君） ボタンの押し忘れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（湯之原一郎君） なしと認めます。

採決を確定します。賛成全員です。したがって議案第67号は原案のとおり可決されました。

○議長（湯之原一郎君）

日程第9、議案第68号 平成26年度始良市一般会計歳入歳出決算認定について

日程第10、議案第69号 平成26年度始良市国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算認定について

日程第11、議案第70号 平成26年度始良市国民健康保険特別会計施設勘定歳入歳出決算認定について

日程第12、議案第71号 平成26年度始良市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第13、議案第72号 平成26年度始良市介護保険特別会計保険事業勘定歳入歳出決算認定について

日程第14、議案第73号 平成26年度始良市介護保険特別会計介護サービス事業勘定歳入歳出決算認定について

日程第15、議案第74号 平成26年度始良市簡易水道施設事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第16、議案第75号 平成26年度始良市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第17、議案第76号 平成26年度始良市地域下水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第18、議案第77号 平成26年度始良市農林業労働者災害共済事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第19、議案第78号 平成26年度始良市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第20、議案第79号 平成26年度始良市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

及び

日程第21、議案第80号 平成26年度始良市水道事業会計決算認定について

までの13件を一括議題とします。

これらの案件については、9月4日の会議で提案理由の説明を受けておりますので、一括質疑に入ります。

なお、4名の議員より質疑の通告があります。順次発言を許します。

まず、19番、吉村賢一議員の質疑を許します。

○19番（吉村賢一君） 68号議案について質疑をさせていただきます。はじめに、文章のあり方について一部同僚議員から指摘がありましたけど、印刷されておりますので、このまま読みたいと思います。

平成26年度始良市一般会計歳入歳出決算認定について、9月4日、提案要旨の1ページに平成26年度普通会計の決算状況などから見た本市の財政状況の説明がありました。経常収支比率は91.3%で、前年度より0.2ポイント上昇しているという説明があります。75%以下が望ましいと思われるが、何年後を目標に改善を検討しているか。

続きまして、58ページ、文書広報費、シュレッター賃貸料ほかで166万4,659円の計上があります。何台、どの程度の性能のものが配置されたのか。

59ページ、財務会計システムはどのようなシステム会社のものを利用しており、メンテナンスはどのようにしているか。

64ページ、報酬、交通安全専門指導員459万円はどのような基準で何人に支給されたのか。

68ページ、ふるさとバス運行補助金404万5,700円について、運行実績と乗車員数と運行形態に対する住民要望はなかったのか。

○市長（笹山義弘君） 吉村議員のご質疑につきましては副市長がお答えいたします。

○副市長（大橋近義君） 議案第68号 平成26年度始良市一般会計歳入歳出決算認定についての1点目のご質疑にお答えいたします。国におきましては、平成26年度の全国の経常収支比率を公表されていないことから、25年度の経常収支比率で申し上げますと、全国の市町村平均が90.2%、本県の市町村平均が88.8%、本市が91.1%となっており、本市は若干高い比率となっております。経常収支比率の上昇は、財政運営の硬直化をもたらすものでありますので、今後も地方税や使用料を初めとする経常

的収入の確保及び事務事業の見直しによる人件費、物件費、交際費等の経常経費の抑制に努め、収支の均衡を保ち、社会保障の伸びや地域社会の行政事情に対応し得る財政基盤の確立に努めてまいります。

2点目のご質疑についてお答えいたします。総務管理費で支出しているシュレッダー賃借料ほかにつきましては、始良庁舎内に設置しているシュレッダー5台分、ファクシミリ1台分、カラー印刷機1台分などであり、いずれも業務上において最低限の機能を備えております。

3点目のご質疑についてお答えいたします。現在運用しているシステムは、富士通製のIPナレッジ財務会計システムであります。メンテナンスにつきましては、行政システム九州株式会社鹿児島支店と保守委託契約を締結し、定期的にソフトウェア及び機器の点検等を行っております。

4点目のご質疑についてお答えいたします。交通安全専門指導員の報酬につきましては、市報酬及び費用弁償等条例に基づき、月額17万7,500円を支給しており、生活安全係、加治木、蒲生の両地域振興課にそれぞれ配置している3人分の報酬額であります。（発言する者あり）失礼しました。12万7,500円でありました。失礼いたしました。

5点目のご質疑についてお答えいたします。ふるさとバスの運行実績につきましては、木津志線と春花線ともに月曜日から土曜日までの1日3往復の運行となっております。年間における延べ利用者数につきましては、木津志線3,702人、春花線793人であります。また、運行形態に対する要望につきましては、路線変更や発着時刻の変更が寄せられております。

以上、お答えいたします。

○19番（吉村賢一君） 2回目の質疑を行わせていただきます。まず、経常収支比率の件ですが、昨年度は比率としてどのような目標を立てて考えておられたのか。それで、それに対してこのような結果になったと思いますが、そういった努力目標は昨年度どういうふうにされておられか伺います。

続きまして、2点目の件です。ささやかなことなんですが、これは始良庁舎内に設置してある分の予算ということだと思うんですが、蒲生支所あるいは加治木支所ではどのような形状、もしくはどのような運用になっているのか。予算費目としてはどういうふうなところに形状されているのかお示してください。

3点目の質疑にいきます。これにつきましては、システムにつきましては富士通製のIPナレッジ財務会計システムということでございますが、これは当初からこういう形で運用されているのか、途中で不具合とかそういったことは今までなかったのか、お伺いします。

4点目について伺います。交通安全指導員の報酬につきまして、日常的に黄色い帽子をかぶってボランティアで交差点に立っておられる方もいらっしゃるわけなんですが、この専門指導員は具体的にどのような時間割でどういう業務をやっているのかお知らせください。また、専門職としての役所内における身分があるのか、あるいはそういう契約形態があるのか、その辺はどうなっているのかお知らせください。

続きまして、5点目の質疑です。ふるさとバスの運行につきましては、路線変更、発着時刻の変更等が希望として寄せられてるということでございますが、これに対する回答といたしまして、修正案というか、あるいは新年度に向かっていろいろ検討して修正を加えていくといったことはあるのかどうか伺います。

○総務部長（脇田満穂君） まず1点目の経常収支比率の関係についてお答え申し上げます。昨年度どのような目標でということでした。この財政収支比率につきましては、近年90%に近づいて、新市におきましてもございました。そのような中で昨年度、それから前年度もそうですが、今大きな事業に入っておりますので、どうしてもこの91、90というここを前提に最終的には数字が出てきたということでございます。最初の質問の中でも75%以下が望ましいというご発言でございますけれども、なかなかこの数字というのはハードルが高いといいたいまいしょうか、実際的にはこの90前後が一つの目標ということになろうかと思っております。

それから、2点目の財務会計のシステムのお話でございますが、これにつきましては、担当課長のほうで答弁をさせていただきます。

○総務部財政課長（米澤照美君） 財政課の米澤と申します。2点目の財務会計システムについて不具合はなかったかのご質問ですが、財務会計システムは平成25年度から運用しております2年たちますが、これまで大きなシステムの障害等もなく、スムーズなシステム運用が図られているところであります。

以上です。

○総務部次長兼総務課長（松元滋美君） 交通安全専門指導員の任命形態ということでお答えいたします。交通安全専門指導員につきましては、始良市交通安全専門指導員規則ということで任用しておりますが、任期につきましては、任命した日の属する年度末ということで、1年ごとの任期ということで、勤務状況につきましては、特別職の非常勤公務員ということで、始良市の報酬費用弁償条例に従って報酬、費用弁償を支給しているという状況です。

○蒲生総合支所長（湯川忠治君） 蒲生総合支所庁舎内のシュレッターの関係ですが、8台ございます。あとファクシミリが1台でございます。

○加治木総合支所長（木上健二君） 加治木総合支所におきましては、シュレッター4台、ファクシミリは1台となっております。

○企画部長（川原卓郎君） お答えいたします。ふるさとバスを含めましてコミュニティバスにつきましては、いろいろなご意見や要望等をいただいているところですが、全てにこたえられるというのはなかなか難しいところもございますが、今後も市民の皆様の要望にこたえられるように市全体で考えていかなければならないと思っております。システム検討委員会や交通会議等を持ちまして、今後も利便性の向上に努めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○19番（吉村賢一君） さっきの蒲生、加治木支所の予算費目について回答がないのと、それから交通安全指導員、これはどのようなことをやるか、業務の内容について説明がない。

○蒲生総合支所長（湯川忠治君） シュレッターの予算につきましては、ほとんどがリース切れで、そ

のまま贈与を受けたものでございまして、予算計上はされておられません。

以上でございます。

○**市民生活部長（仮屋隆夫君）** 業務内容でございますけれども、いわゆる立哨。指導員3名で、それぞれの地区で立哨をお願いしております。朝の時間帯で申し上げますと、通学時間ですので7時半から。朝のほうは7時半からということになっております。大体、年間に787回の立哨回数がございます。これは地域の方々と連携してやっているわけでございますが、そのほか交通安全教室、これが年間に70回から80回だったと思っておりますが、教室を開いているということでございます。

○**加治木総合支所長（木上健二君）** 加治木のほうも蒲生と一緒にございまして、ファクスのほうはコピー機と一体化しておりますので、そちらのほうで使用料を払っております。

○**19番（吉村賢一君）** 2件追加質疑させていただきます。

1つは、今の交通安全指導員のことですが、7時半からということですが、7時半から何時までということと、787回の立哨回数があるということですが、月曜日から金曜日を毎週繰り返しているということだと思うんですが、それと場所的にどこかも限定されているのか。あるいは、回遊されるのか。そういう運用形態といいますか、実際、実務形態はどうなっているかということですが。

それと、先ほどのふるさとバス、これについていろいろ要望が多過ぎてなかなか対応が難しいかと思うんですが、実際要望があって過去対応をされたケースはあるのかどうかお知らせください。

○**市民生活部長（仮屋隆夫君）** お答えします。

朝については原則7時半から8時半まで、それから夕方が15時から16時ということでございますので、勤務時間が早い場合は時差出勤という形で対応しております。

それから、立哨の場所ですけれども、これにつきましてはさまざまな要望、特に、例えばスクールゾーン対策委員会とか、いろんなところから要望がございますので、地域の方々と調整をしながら、場所については検討してるところでございます。

以上でございます。

○**企画部長（川原卓郎君）** お答えいたします。

コミュニティバスにつきましては、バス亭の変更であったりとか、あとコースの変更などを過去においてはおこなっております。

以上でございます。

○**議長（湯之原一郎君）** これで吉村議員の質疑を終わります。

次に、14番、堀広子議員の質疑を許します。

○**14番（堀 広子君）** まず、26年度始良市一般会計歳入歳出決算認定の平成26年度決算状況資料の4ページの性質別歳出についてでございます。物件費が38億6,603万8,000円、構成比で12.6%になっておりますが、その中で、臨時職員の賃金は幾らで何人だったのか。また、2015年4月時点の正規

職員と臨時職員数は何人か。臨時職員のうち年間収入200万円以上の人は何人いたのかお伺いいたします。

○市長（笹山義弘君） 堀議員のご質疑につきましては副市長がお答えいたします。

○副市長（大橋近義君） 議案第68号 平成26年度始良市一般会計歳入歳出決算認定についてのご質疑にお答えいたします。平成26年度普通会計の歳出決算額における物件費のうち、臨時職員の賃金にかかる決算額は、4億2,304万1,000円であり、延べ人数は584人であります。また、平成27年4月時点の職員は602人、臨時職員は498人であり、長期臨時職員221人のうち、年間収入が200万円以上になると見込まれるのは、85人であります。

以上、お答えといたします。

○14番（堀 広子君） 臨時職員さんの221人のうち、年収200万円以上の方が85人ですね。この方々85人ということですが、200万円以上の方の過去3年間の人数の推移っていうのはわかりますでしょうか。それと、臨職さんの雇用形態と人数、14日雇用、11か月雇用とかですね。こういった形態ごとの人数もお示してください。

○総務部次長兼総務課長（松元滋美君） お答えいたします。

臨時職員の雇用形態と人数ですけれども、各分野的な部分で言いますが、保健師、看護師、ケアマネージャー等の人数につきましては、平成24年が60名、25年が60名、26年が61名という形で、大体同じような数字で推移しているところでございます。

雇用形態ごとということですが、長期臨時職員が平成27年4月は221名、26年、昨年は211名、ちょっと3年間は持ち合わせておりませんが、あと長期につきましてはフルタイムということでございます。特定短期職員が、27年4月が164名、昨年、26年4月が131名。特定短期臨時職員というのは、月14日雇用の職員でございます、ここにつきましては雇用保険の該当となります。また、あと短時間勤務職員というのがございまして、27年4月は113名、昨年、26年4月は122名。この人数につきましては、月11日以内雇用ということで、社会保険等はない形の任用ということになります。

以上でございます。

○14番（堀 広子君） 総務省の通達によりますと、職務の責任、それから困難度、こういったものが同じような場合は、同一労働、同一賃金ということでの通達が来ているかと思えます。ですから、この通達を受けて、今後改善をどのように考えていらっしゃるのか。

○総務部次長兼総務課長（松元滋美君） お答えいたします。

本年3月に条例も一般職非常勤関係の者を可決していただきましたけれども、今年度はそれに向けて今準備をして、来年度、28年4月からは新たな任用基準に基づいた非常勤職員の任用を考えているところでございます。

職員と同等程度の勤務条件、同じ内容という形で仕事をさせる場合は当然、同等の賃金待遇を置か

なきやならないというものが鉄則でございますが、始良市の勤務形態を冷静に各部署とも協議をしながら整理させていただきまして、そこに正規職員の仕事の整理、またそれに補助するための非常勤職員の仕事の整理、そういうものを明確に分けて、任用根拠を明確して、またかつその臨時職員の身分をはっきりさせた形で、28年度は運用、任用していきたいということで今、準備を進めているところでございます。

○議長（湯之原一郎君） これで堀議員の質疑を終わります。

次に、8番、田口幸一議員の質疑を許します。

○8番（田口幸一君） 議案第68号、一般会計について、3ページ、収入未済額の合計額4億4,894万3,517円となっているが、市民税、固定資産税、軽自動車税、都市計画税は、対前年度に比較してふえたのか、減ったのか、県外徴収、九州管内徴収、県内徴収の実績は、これは決算でしたので訂正方を。どのようになったのか。

議案第80号、水道事業会計について、災害やテロを想定した危機管理対策の充実に努めたと提案要旨にあります。どのような事業を実施したのか、決算額は幾らだったのか。

5ページ、3営業外収益、(3)長期前受け金戻し入れ7,098万8,376円を具体的に説明してください。

6ページ、6特別損失、(3)その他特別損失1,057万7,879円の中身を説明してください。

19ページ、未収給水収益、件数で1万1,519、金額で2,720万3,372円の追跡調査はどのように実施したのか。

○市長（笹山義弘君） 田口議員のご質疑につきましては副市長がお答えいたします。

○副市長（大橋近義君） 議案第68号 平成26年度始良市一般会計歳入歳出決算認定についてのご質疑にお答えいたします。平成25年度の収入未済額は4億7,416万1,000円、26年度の収入未済額は4億4,894万3,000円で、対前年度と比較して2,521万8,000円の減となっております。

また、県外徴収につきましては、関西方面、関東方面、九州管内に2人1組、計3班を派遣し、関西方面が徴収額88万6,998円、関東方面が徴収額79万4,438円、九州管内が徴収額128万3,200円となっております。なお、市外の県内地域につきましては、通常業務において差し押さえ等の滞納整理を執行しております。

次に、議案第80号 平成26年度始良市水道事業会計決算認定についての1点目のご質疑にお答えいたします。災害やテロを想定した対策につきましては、決算書25ページの建設改良費の委託料で、船津浄水場に覆蓋を設置する実施設計業務委託及び工事請負費1億3,644万2,000円であります。なお、工事請負費につきましては、平成27年度に繰越しております。

2点目のご質疑についてお答えいたします。長期前受金戻しは、地方公営企業会計制度の改正により、補助金等で受け入れた償却資産を毎年度収益化したものであります。

3点目のご質疑についてお答えいたします。その他特別損失は、職員の期末勤勉手当及び共済負担金の引当金であります。

4点目のご質疑についてお答えいたします。未収金の追跡調査につきましては、毎月、停水措置を

行うとともに、滞納者個々に納付相談を行いながら、未収金の回収に取り組んでおります。

以上、お答えいたします。

○8番（田口幸一君） まず、議案第68号の一般会計について、2回目の質疑を行います。ただいま副市長の答弁にもございましたが、対前年度と比較して2,521万8,000円の減となったという答弁がございました。この平成26年度の決算にかかる成果報告書にも、これが詳細に掲載されておりますが、30ページ、31ページに詳細に掲載してございますが、職員のこの2,521万8,000円、収入未済額が減になったということは、職員の方々の努力は高く評価いたしますが、それでもなぜこの平成26年度末においては、4億4,894万3,517円の収入未済になりましたが、原因はどこにあるとお考えですか。

次に、議案第80号、水道事業会計について、今詳しい答弁をいただきましたが、副市長から。金額とかそういうのについてはわかりましたけど、場所はどこだったのか。例えば、始良市道からこうして原水が入ってくる、どろどろした原水が入ってくる。そこから沈殿池、ろ過池というその一带にこの災害やテロの対策を施したのか。

また、2つ目です。そのほかに何々をされたのか。

それから、5ページの営業外収益ですけど、このような収益は、毎年想定されるのか、それともこの26年度だけだったのか。このことは、何年度から始まったのか。

それから、6ページの特別損失ですけど、毎年度この特別損失が発生するのですか。

それから19ページ、未収給水収益、これは水道事業の22年度から26年度まで、決算の成果が、件数と金額が掲げてございますけど、なぜこの件数、金額が多かったのか。

2回目は以上です。

○総務部長（脇田満穂君） ただいまの1点目の滞納の関係についてご説明申し上げます。収入未済額が4億4,894万3,000円ということで、大きな金額でございます。これの主なる理由は、やはりさきの一番近いところでありリーマンショックでしょうか。やはりそのような関係で、なかなか経済的にこちら、地方と言っては何ですが、都会に比べてやはりなかなかその後の経済状況が浮揚していないというものが、やはり一番の理由ではないかなと思っております。

それ以降、幾分、国の経済的な政策、その他もあるわけですが、私たちもこの滞納者の方々には、やはり極力面談をさせていただいて、その事情というものを把握し、納付が進むように努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○水道事業部長（有村正美君） お答えいたします。

まず、覆蓋の設置の場所ということでございますが、船津浄水場内にあります沈殿池、ろ過池、それと排水排泥池の全面に覆蓋を設置するものであります。

副市長答弁以外のところで、そのほかに災害、テロを想定した対策はしたかということでございますが、配水管の整備を、要するに地震に強い耐震管の整備となりますが、基幹となります送配水管の布設工事におきまして、高規格管、耐震管でございますが、決算書の14ページに書いてあると思えますけれども、総額2億2,800万円を支出し、災害に強い管路網を整備したということでございます。そのほかに非常用給水袋3,000枚を購入し、万一の災害に備え備蓄の増を図っておるところでございます。

ます。

それから、長期前受け金戻しの件でございますが、これにつきましては、補助金等で受け入れました償却資産の減価償却が続く限りは発生するということになります。また、いつからかということでございますが、新たな公営企業会計制度は平成26年度から適用されましたので、今回、この決算が初年度ということになります。

それから、その他特別損失でございますが、今回計上しました賞与引当金、これも新たな公営企業会計制度によるものでございまして、制度適用初年度におきましては、引当金を引き当てることができなかったということがございますので、26年度決算に限り、この賞与に関するその他特別損失が発生したということで、次年度以降は賞与にかかる引当金をその他損失ですということはないというふうに認識しております。

それから、19ページの未収金の件でございますが、ご承知のとおり水道事業会計は一般会計とは違いまして、出納整理期間がありません。3月31日が決算ということになりますので、4月1日以降に入る分は全て未収金ということになりますので、26年度の件数がかなり多いということになるのが原因でございます。22年度から5か年ありますけれども、これにつきましても今、鋭意努力しているところでございます。

以上です。

○8番（田口幸一君） 最後に、災害やテロということで、議案第80号で、この災害について3回目の質疑を行います。台風18号で、関東東北地方では大きな災害が発生しましたが、もし始良市でこのような事態が発生したら、始良市の水道事業部としては、どのような手立てをとるのか。

○議長（湯之原一郎君） 田口議員、今回の質疑は決算に関する質疑ですので、その件についてはまた別の機会で質疑を行っていただきたいと思えます。

ほかに質疑はないですか。——これで田口議員の質疑を終わります。

次に、23番、湯川逸郎議員の質疑を許します。

○23番（湯川逸郎君） 平成26年度決算状況資料、1ページから質問いたします。

最初に、決算指数等において、財政調整積立金が前年度と比較し3億9,700万円、対前年度より11.8%減少した理由と、今期をお示してください。

次に、決算収支の状況において、歳入の自主財源である寄附金が、前年度に比較し55.1%減になった理由と根拠をお示してください。また、依存財源の自動車取得税交付金において、前年度に比較して57.3%減になった理由と根拠をお示してください。

次に、歳出の商工費において、前年度に比較し42.4%、1億5,272万4,000円の理由と根拠をお示してください。

次に、市税の状況において、課税滞納繰越分で個人市民税の調定額で、対前年度に比較し増減額は5,204万2,000円は減額で、比率にして1.8%減の理由と根拠をお示してください。

次に、滞納繰越分で、個人市民税の対前年度増減額で5,708万1,000円の58.4%の減と根拠をお示してください。

最後に、財産に関する調書において、B公共用財産で、建昌城跡の土地、地積で1,947平方メートル

ルが増加した理由と根拠をお示してください。

以上です。

○市長（笹山義弘君） 湯川議員のご質疑については副市長がお答えいたします。なお、6番目のご質疑につきましては、教育委員会でお答えいたします。

○副市長（大橋近義君） 議案第68号 平成26年度始良市一般会計歳入歳出決算認定についての1点目のご質疑にお答えいたします。財政調整基金が減少した要因につきましては、基金運用による300万円と平成25年度の実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による5億円を積み立てましたが、松原なぎさ小学校給食室別棟、消防庁舎等の普通建設事業、社会保障費の増加などによる財源不足を補うために9億円を取り崩したためであります。

2点目のご質疑についてお答えいたします。寄附金の減額の主な要因につきましては、平成25年度に、国登録文化財森山家の住宅維持のために500万円の寄附があったためであります。

自動車取得税交付金の減額の要因につきましては、消費税率が8%に引き上げられたことに伴い、自動車取得税の税率が、自家用自動車で2%引き下げられたこと、またいわゆるエコカー減税において、軽減割合が拡充されたことなどが上げられます。

3点目のご質疑についてお答えいたします。減額の主な理由につきましては、市企業立地促進条例に基づく用地取得費や雇用促進に対する補助金の減額によるもの、また重富海岸整備事業における駐車場用地の土地購入費等の事業終了に伴うものなどであります。

4点目のご質疑についてお答えいたします。平成26年度の調定額につきましては、地方税法第48条の規定により、県への徴収移管を実施し、共同で滞納整理を実施したことにより、25年度の滞納繰越分の徴収実績が向上し、調定額の大幅の減となったものであります。

5点目のご質疑についてお答えいたします。平成26年度の個人市民税の滞納繰越分の徴収税額につきましては、調定額及び徴収税額の減によるものであります。

○教育長（小倉寛恒君） 議案第68号 平成26年度始良市一般会計歳入歳出決算認定についての6点目のご質疑にお答えいたします。増加した1,947平方メートルは、寄附採納された土地であります。現地は、建昌城跡の一角であり、寄附採納を受けることは史跡保存及び今後の公園化に寄与するとの判断によるものであります。

以上、お答えいたします。

○23番（湯川逸郎君） では、2問目に入りたいと思います。

最初の一般会計の歳出認定についての調整基金とありますが、これでは文章の中で、社会保障費の増加によるということを書いてございます。こういうものは、どういう内訳だったのかお知らせください。

そしてまた、2点目の質問は寄附金のことでございますが、寄附金の中のエコカー自動車税が2%引き下げられたということでございますが、エコカーの減税についてということで、減額割合ということでございますので、総数エコカーは何台で、そして引き下げられた対象台数はどのくらいなのかお知らせください。

次に、歳出の商工費においてです。用地取得費におきましては、何件と金額等について行っているものかということです。それから、土地購入等の事業終了に伴うと書いてございますので、駐車場用地は面積的に幾らだったのか、金額的に幾らだったのか。

次に、一般会計の認定のほうでございますが、税の関係でございます。滞納繰越分がございますので、その件数と金額。そして、その実績の後の金額はどのように計画されているのか。それと、一番最後のほうの徴収額の減という形で書いてございますが、調定額及び徴収税額の減の原因はどのようなものだったのかお知らせください。

一番最後の財産に関することでございますが、これは寄附採納ということでございますので、どこで、どういうことで、何筆なのかをお知らせください。

以上です。

○議長（湯之原一郎君） ここで申し上げます。12時を過ぎますけれども、このまま会議を続行しますので。（「了解」と呼ぶ者あり）

○総務部長（脇田満穂君） まず、最初に社会保障費の内訳、これにつきましては、後ほど財政課長のほうで答弁をさせていただきます。

そして、2つ目に自動車取得税の交付金の減額に関係がございました。これにつきましては、国のほうで、交付金という形で全国の車の台数、そういうもの等により交付金という形で本市に配分がなされますので、本市のほうで台数とかという確認はできておりません。ただ、法律の改正に伴いまして、対前年度に対して42.7%しか入ってきておりません。これは、先ほど申し上げましたように、法の改正に伴うものでございます。

続きまして、滞納の件数、それからその後の計画ということでございました。これにつきましては、収納管理課のほうで答弁をさせていただきます。

そして最後のほうですが、調定額及び徴収税額の減ということでございました。これにつきましては、先ほどの答弁の中にもございましたけれども、25年度滞納繰越分の徴収、それから本市におきまして鋭意取り組みまして、非常に滞納繰越分の収入が上がっております。それは25年度ですが、24に比べておよそ倍増という形で25年度が結果的に収入が上がりました。そのことに伴いまして、過年滞納分の調定額が減額になりました。そういう効果がございまして26年度の滞納繰越分というのは25から引き継ぎますので、減額になったということでございます。

以上でございます。

○総務部財政課長（米澤照美君） 財政課の米澤と申します。お答えいたします。

1問目の社会保障費の増加の内訳についてでございますが、普通会計決算によりますと、扶助費におきましては、決算額で73億7,500万円。前年度と比較いたしまして5億4,000万円ほど増加しているわけでありまして。なお、この中には、昨年度臨時福祉給付金、それから子育て世代への給付金等が約3億円ほど含まれておりますので、それを除きますと約2億4,000万円ほど決算額としてはふえておるわけでありまして。内訳といたしましては、社会福祉費におきましては、障害者自立支援給付事業、それから児童福祉におきましては市立保育所の措置事業における措置費、そのほか教育費におきましては幼稚園就園奨励費の補助金等が上げられるかと思っております。このほかに、社会保障費ということで、

特別会計国民健康保険、それから後期高齢者医療、それから介護保険事業への繰出金というのも増加しているということで、内訳としてはそういうものでございます。

以上であります。

○企画部次長兼商工観光課長（平田 満君） お答えいたします。

用地取得の補助のほうでございますが、25年度が5件ございまして、1億525万7,000円の補助でございます。26年度は1件ございまして、2,000万円ということで、前年度比較で8,525万7,000円の減というふうになっております。

それから、重富海岸の整備事業の用地取得の関係でございますが、購入した面積が4,032平米でございます。購入費が4,316万3,776円となっております。

以上です。

○総務部収納管理課長（湯脇 信一君） 収納管理課長の湯脇でございます。ご質問についてお答えをいたします。

現年度の収入未済額でございますが、個人住民税4,562万8,559円、以下、法人住民税、固定資産税、一般市税でございますが、合計で1億982万3,189円でございます。滞納繰越額を加えますと、滞納繰越額3億3,912万328円、合計で4億4,894万3,517円です。

滞納未済額につきましては、平成25年度当初と17年度当初を比較をいたしますと、約1億1,000万円ほど減額になっております。その理由といたしましては、平成25年度に地方税法第48条により、市県民税の滞納につきまして、県への徴収移管を実施いたしました。共同で滞納整理を実施したことにより、単年度で9,774万1,000円の徴収実績となりました。その結果、平成26年度の調定額は、対前年度と比較をいたしまして599万円の減になり、現過年度合わせての調定額が減額となっております。徴収減の理由としては、以上でございます。

今後の計画につきましては、指導管理課、それから関係各課を含めて徴収対策につきまして分析をし、滞納整理の強化、また執行停止等の収入試算のない方々の救済を含めて取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

○教育部長（久保博文君） 建昌城址の寄附採納ということでございますけれども、これにつきましては、昨年の9月3日付の寄附採納申請書に基づいて対応をしたものでございまして、採納者が三井住友トラストパナソニックファイナンス株式会社からの申し出によるものでございまして、建昌城あとの北東部の1筆を寄附していただいたということでございます。

以上でございます。

○23番（湯川逸郎君） 1件だけお尋ねいたします。るる滞納の繰越し云々ということは述べられましたが、全体的にこの件数、滞納繰越しとなっているのは、件数的にはどのくらいあるのか、繰越ししているのか。そのあたりを税ごとにわかればお知らせください。

○総務部収納管理課長（湯脇 信一君） ただいまのご質問でございますが、全件で滞納繰越額が約

5,200件というふうに把握をいたしております。各税目につきましては、重複する件数もございまして、各税目の件数は今、手元に持ち合わせておりません。

以上でございます。

○議長（湯之原一郎君） これで、湯川議員の質疑を終わります。

以上で、日程第9、議案第68号から日程第21、議案第80号までの一括質疑を終わります。

ここでしばらく休憩します。そのまましばらくお待ちください。

（午後0時04分休憩）

○議長（湯之原一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後0時05分開議）

○議長（湯之原一郎君） お諮りします。

ただいま議題となっております13件の議案については、委員会条例第6条及び第8条の規定によって、ただいま配付しました決算審査特別委員会委員名簿のとおり、議長及び議会選出監査委員の鈴木議員を除く22名の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託し、審査することにしたと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯之原一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま議題となっております13件の議案につきましては、配付しました22名の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、この特別委員会に審査を付託することに決定しました。

ここでしばらく休憩します。そのまましばらくお待ちください。

（午後0時06分休憩）

○議長（湯之原一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後0時07分開議）

○議長（湯之原一郎君） ここで報告します。先ほど設置されました決算審査特別委員会の委員長に神村次郎議員、副委員長に東馬場弘議員が選任されたという報告を受けましたのでお知らせします。

○議長（湯之原一郎君）

日程第22、陳情第7号 「市営温水プール」の設置を求める陳情書

及び

日程第23、陳情第8号 「川内原発2号機の再稼働に当たって、九州電力に対して住民説明会開催を申し入れることを求める」陳情書

を議題とします。

これらの陳情は、さきに配付しました陳情等文書表のとおり所管の常任委員会に付託します。

○議長（湯之原一郎君） 日程第24、発議第8号 地方財政の充実・強化を求める意見書を議題とします。

お諮りします。

ただいま議題となっております発議第8号は、会議規則第37条第3項の規定によって、趣旨説明及び委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（湯之原一郎君） 異議なしと認めます。

発議第8号は、趣旨説明及び委員会付託を省略することに決定しました。

○議長（湯之原一郎君） 神村次郎議員、登壇ください。

○7番（神村次郎君） 登壇

○議長（湯之原一郎君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（湯之原一郎君） 質疑なしと認めます。

○議長（湯之原一郎君） 神村議員、降壇ください。

○議長（湯之原一郎君） これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（湯之原一郎君） 討論なしと認めます。

○議長（湯之原一郎君） これから発議第8号 地方財政の充実強化を求める意見書を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（湯之原一郎君） 異議なしと認めます。したがって、発議第8号は原案のとおり可決されました。

○議長（湯之原一郎君） 以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

したがって本日の会議はこれをもって散会いたします。

なお、次の会議は9月29日午前10時から開きます。

(午後0時09分散会)